

平成 30 年 3 月 20 日

関係機関 各位

子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課
担当 水谷・守屋 (972-2516)

障害児通所支援事業所の指定の一部の効力停止について

本市は、下記のとおり児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定に基づき行政処分（指定の一部の効力停止）を行うこととしましたので、ご報告いたします。

記

1 事業所の概要

法人名及び代表者名 (所在地)	一般社団法人日本福祉協議機構 代表理事 瀧野 剣 (名古屋市緑区姥子山二丁目 1517 番地)
事業所名及び管理者名 (所在地)	① 放課後等デイサービス 能力探求スクール ジーニアス 植田校 (名古屋市天白区鴻の巣二丁目 116 番地) ② 放課後等デイサービス 能力探求スクール ジーニアス ラボ 平手校 (名古屋市緑区平手北二丁目 1701 番地 協英ビル 1 階)
事業種別	①②ともに放課後等デイサービス
定 員	①②ともに 10 名
指定年月日	① 平成 29 年 9 月 1 日 ② 平成 28 年 11 月 1 日
参 考	○放課後等デイサービス 学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害児に 対して、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のための 訓練や社会との交流促進等の訓練を行うサービス。

2 処分の内容及び期間

決定した処分	停止期間
指定の一部の効力停止 (新規利用者の受入停止 6 か月)	平成 30 年 4 月 1 日(日)～平成 30 年 9 月 30 日(日)

3 処分の原因となる事実

- (1) 不正請求（法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 5 号）
児童発達支援管理責任者を常勤で配置していないにもかかわらず、減算せずに障害児通所給付費を請求し、受領した。
- (2) 虚偽の答弁（法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 7 号）
法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定による検査の際に、事業者が虚偽の答弁により検査を妨げた。
- (3) 不正の手段による指定申請（法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 8 号）
児童発達支援管理責任者を常勤で配置できないにもかかわらず、不正に法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けた。

4 処分に伴う返還金額

事業所名	違反認定時期	不正請求金額	加算金	合計金額
放課後等デイサービス 能力探求スクール ジーニアス 植田校	平成 29 年 9 月 ～ 平成 30 年 1 月	1, 146, 669 円	458, 668 円	1, 605, 337 円
放課後等デイサービス 能力探求スクール ジーニアスラボ 平手校	平成 29 年 7 月 ～ 平成 29 年 8 月	1, 470, 165 円	588, 066 円	2, 058, 231 円
総 額		2, 616, 834 円	1, 046, 734 円	3, 663, 568 円

返還金は、偽りその他不正な行為により支給を受けた給付費であるため、当該給付費に 40%を加算した額を返還させる。（法 57 条の 2 第 2 項）

児童福祉法

○第二十一条の五の二十三

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (一) ～ (四) 略
- (五) 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。
- (六) 略
- (七) 指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が、第二十一条の五の二十一第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (八) 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第二十一条の五の三第一項の指定を受けたとき。

○第五十七条の二

- (一) 略
- (二) 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。